

国籍不明船舶撃沈事件（2001. 12. 22）と国際法

The Case Involving the Sinking of a Ship of Unverified Nationality (22, 12, 2001) and International Law

稲原 泰平

Yasuhei Inahara

〈目 次〉

- 【Ⅰ】 はしがき
- 【Ⅱ】 事実の概要
- 【Ⅲ】 国際法上の問題点としての継続追跡権
- 【Ⅳ】 まとめ

【Ⅰ】 はしがき

すでに21世紀に入り20世紀前半に発生した第2次大戦が歴史の中に消え去ろうとしている今日、依然として第2次大戦と戦後の冷戦期の歴史的残滓がいたるところに顔を出している。その1つがわが国と朝鮮民主主義人民共和国 Democratic People's Republic of Korea : DPRK との関係である。周知のように、朝鮮民主主義人民共和国は韓国とともに1991年に国連に加盟が認められ（安保理勧告決議SCR702は8月8日、総会承認決議GAR46／1は9月17日に採択）、その国際法主体性は疑うべくもないが⁽¹⁾、日本は国際社会の198か国中、唯一同国とのみ正式の外交関係を開設していない。朝鮮半島が分断され休戦ラインをはさんで米韓両軍と朝鮮民主主義人民共和

国軍が対峙している現状ではやむをえないのかもしれない。朝鮮半島のこの緊張状態は今日では冷戦 Cold War (1949～90) の遺物とみなされているものの、間接的当事者である日本に対してもさまざまなマイナスの影響が及んでいる。正式の外交関係がないことによる相互不信、日本人拉致疑惑、不審船徘徊疑惑などである。特に、朝鮮民主主義人民共和国国籍と見られる国籍不明船舶がすでに1950年代から日本の周辺海域に出没するようになり⁽²⁾、日本の安全 safety 及び安全保障 security 上の問題となっていた⁽³⁾。そうしたさなかに日朝間の関係をさらに悪化させる具体的事件が発生してしまった。それが2001年12月22日に奄美大島西方沖で発生した国籍不明船舶（日本のマスコミ及び海上保安庁ホームページでは『不審船』という表現を用いている）撃沈事件である。

(1) カナダは2000年7月に朝鮮民主主義人民共和国を国家承認し、2001年2月に外交関係を樹立した。G7のうちではイタリアそしてイギリスについて3番目になる。また、2001年3月にはニュージーランドが朝鮮民主主義人民共和国と外交関係を樹立した。

(2) マスコミがいう不審船事件は今回の事件までに過去7回発生していた。

① 1951年2月長崎県西方沖で発見

② 1953年8月稚内近海で発見

③ 1954年2月宮崎県沖で発見

④ 1985年4月25日、宮崎県日向沖で宮崎県の漁業取締船が不審船舶を発見し海上保安庁の巡視船が40時間以上追跡したが、30ノットの高速で逃走し捕獲できなかった（1985.5.25世界週報 pp4～5）。

⑤ 1990年10月福井県沖で不審船を発見

⑥ 1998年8月、日本の暴力団が乗った漁船が太平洋で不審船舶（第12松神丸）から覚せい剤約220キロを受け取った事件が摘発されたが、不審船舶を捕獲できなかった。

⑦ 1999年3月23日能登半島沖の日本領海内で発見された2席の不審船舶は、翌24日、海上保安庁および海上自衛隊の威嚇射撃をかわして35ノット以上の高速で逃走した

（拙著『新国際法体系論』信山社刊2000、p270）。

Cf.2002.1.29世界週報 world Affairs Weekly, pp.36～7掲載の志方俊之教授の論稿を見よ。See URL : <http://homepage2.nifty.com/osadashin/fushinsen.htm>

(3) 一般的に国内法上、安全 safety は国法秩序全体の安定性を指し、安全保障 security は国法秩序の一部である国防の確保をさすといわれる。一連の所謂『不審船事件』は日本の安全 safety を侵害したのであって安全保障 security を侵害したとはみなされていない。なぜなら、これらの事件では不審船舶による直接侵略といった事実行為が確認されておらず、関係国内法令特に刑法および行政法規違反の容疑が確認されているに過ぎないからである。これに対応して国際法上も国際法秩序全体の安定を安全 safety といい、武力による国際法秩序の侵害を予防し回復することを安全保障 security と言っている。例えば、“生命の安全 Safety of life”や“公海の安全 Safety on the high seas”，更には“安全保障理事会 Security Council”や“安全保障地帯 security zone”といった用語がそれを示している。See, Manual of the Terminology of Public International Law (Peace) and International Organizations, by Dr.I.Paenson, Bruylant, 1983, pp.218, 368, 468, 564.

【II】事実の概要

今回の、つまり8回目の不審船（長漁3,705）事件は、海上保安庁が不審船の自沈後に15名の遺体を収容し、巡視船の乗組員にも3名の負傷者を出して終結した。以下、この事件の事実関係を時系列で跡付けてみる。

《stage 1》

- ① 2001年12月19日、防衛庁の喜界島通信所（鹿児島県）が軍人同士の破壊工作についての暗号通信を傍受
- ② 2001年12月21日4:32 p.m. ……海上自衛隊の対潜哨戒機P3Cが奄美大島西方沖、日本の経済水域 economic zone：EZ で不審船を発見
- ③ 2001年12月21日5:12 p.m. ……P3C が不審船の写真撮影を行う
- ④ 2001年12月21日6:30 p.m. ……P3C が鹿屋基地（鹿児島県）に帰任
- ⑤ 2001年12月21日8:00 p.m. ……鹿屋基地から防衛庁（東京都）へ問題の写真10枚を伝送（伝送終了まで3時間を要した）
- ⑥ 2001年12月22日0:30 a.m. ……防衛庁で不審船を朝鮮民主主義人民共和国の工作船の疑いありと判断
- ⑦ 2001年12月22日1:05 a.m. ……P3C が不審船の位置を再確認
- ⑧ 2001年12月22日1:10 a.m. ……防衛庁が海上保安庁に不審船情報を通報（管轄権が海上保安庁に移行）

《stage 2》

- ⑨ 2001年12月22日6:20 a.m. ……海上保安庁の双発プロペラ機「あじさし」が不審船を確認
- ⑩ 2001年12月22日0:48 p.m. ……海上保安庁の高速小型巡視船「いなさ」が奄美大島西方の日本の経済水域内で不審船に追いつくが、不審船は停戦命令を無視して西方に逃走
- ⑪ 2001年12月22日2:22 p.m. ……「いなさ」が日中経済水域中間線の手前日本の経済水域で空中に向けて威嚇射撃を開始
- ⑫ 2001年12月22日3:17 p.m. ……「いなさ」が日中経済水域中間線を越え、中国の経済水域で海面に威嚇射撃を開始
- ⑬ 2001年12月22日4:13 p.m. ……「いなさ」が不審船の船尾にはじめて船体射撃を開始⁽⁴⁾
- ⑭ 2001年12月22日4:54 p.m. ……「いなさ」が不審船船首に対して船体射撃を実施⁽⁴⁾
- ⑮ 2001年12月22日5:23 p.m. ……船体射撃再開
- ⑯ 2001年12月22日6:52 p.m. ……巡視船「あまみ」が不審船の後部右舷に体当たりして停船させる

⑰ 2001年12月22日10:09 p.m. ……奄美大島西方390kmの中国の経済水域内で、継続追跡権を行使中の巡視船「あまみ」「いなさ」「きりしま」に対して停船させられた不審船が発砲。3隻とも被弾し「あまみ」の乗組員3名負傷。

⑱ 2001年12月22日10:13 p.m. ……「いなさ」が“正当防衛”⁽⁵⁾として20ミリ機関砲で反撃。不審船が自沈し⁽⁶⁾漂流していた15名の遺体のうち2遺体を日本側が収容した

《stage 3》

- ⑲ 2001年12月26日……朝鮮民主主義人民共和国国営朝鮮中央通信が不審船銃撃・沈没事件について始めて報道し“謀略劇”として事件との関係を否定した
- ⑳ 2001年12月27日……中国共産党機関紙・人民日報が不審船に対する日本の対応が“法的根拠が足りない”とし、日本の“正当防衛”の主張にも疑義を呈した
- ㉑ 2002年1月11日……アーミテージ Richard Lee Armitage（1945～）米国防長官がワシントンで日本人記者団と会見し“不審船は北朝鮮のものだと思う”と言明
- ㉒ 2002年1月14日……パウチャー Richard Baucher 米国務省報道官が定例記者会見で不審船は北朝鮮の船舶であったとの見方を示し、“日本のとった行動はまったく適切だった”と日本への支持を表明し、“船体引揚げについて日本から協力要請はないが、要望があれば喜んで対応する”と語った
- ㉓ 2002年3月6日……中国の唐外相が不審船の引揚げについて“事態のエスカレートや複雑化を招く行動をとるべきではない”と反対の立場を表明し、中国が事件後、“わが国の排他的経済水域で軽率に武力を行使した”と再三日本側に抗議していたことを明らかにした
- ㉔ 2002年3月29日……中国の王毅外務次官が“種々の複雑な要素を考慮し、(問題が)さらに拡大、複雑化することを望まない”と述べ、日本の不審船引揚げに反対の意向を表明した

今回の不審船事件は上記のように《stage 1》《stage 2》《stage 3》に分けて考察することができる。《stage 1》は不審船に対する管轄権が自衛隊から海上保安庁に移管するまでであり、《stage 2》は海上保安庁による事実行為 Realakt としての海上警察行動の開始から終了までである。《stage 3》は今回の事件に対する関係国の評価が出される段階であり、国家実行として将来の国際法の形成に

影響する分野である⁽⁷⁾が、本稿では《stage 2》の海上保安庁の事実行為としての海上警察行動に潜む国際法上の問題点を指摘したい。

【Ⅲ】国際法上の問題点としての継続追跡権

沿岸国が国家として有する継続追跡権はアメリカ合衆国の州際実行に起源を持つ慣習国際法上の権利である。その内容は公海条約 Convention on the High Seas (adopted 1958.4.29, entering into effect 1962.9.30) § 23 に忠実に再現されている。唯一、20世紀的要素として航空機による追跡権行使を明記したことが目新しかったことが記憶に残っている。しかし、近年発効した国連海洋法条約 United Nations Convention on the Law of the Sea: UNCLOS (adopted 1982.4.30, entering into force 1994.11.16) §

111 ②では継続追跡権の概念が拡張され、領海や接続水域だけでなく経済水域設定目的を侵害する行為に対しても同水域にある被疑船舶に対して継続追跡権を行使できるととされた⁽⁷⁾。これは明らかに立法的規定であり、経済水域制度 (UNCLOS § 55～75) 創設に伴い慣習法上の継続追跡概念に再度必要な変更を施したものである。しかし、ここで注意しなければならないのは経済水域（そして大陸棚）からの継続追跡が国連海洋法条約 UNCLOS の当事国相互間でのみ適用があり、当事国と非当事国との間や非当事国相互間では慣習国際法上の継続追跡権のルールが適用されることである。この条約法理論の基本的ルールを今回の不審船事件に適用すると、不審船の旗国 flag state と日本との国連海洋法条約に対する関係が先ず問われなければならないことになる。しかし、国籍が不明であるからこそ不審船と一般に呼称され、警察権行使の対象になるのだといえる。この法現象は国籍不明機の接近に対して各国の空軍機が緊急発進する対応に似ている。しかし、航空機

と船舶の特性（速度の極端な相違に基づく法益保護のための対応の相違）に応じ出動する国家機関が異なるのだといえる。空軍機の出動は国家の安全保障 security を確保するためであり、沿岸警備隊（日本の場合は海上保安庁）の出動は国法秩序の維持 safety を確保するためである。不審船の実定法的意味は国籍不明船であり、国籍が判明しない限り、当該船舶と日本との国際法上の関係は慣習国際法によって規律される。つまり、日本は伝統的な継続追跡権の法理に従って不審船に対処しなければならない国際法上の義務を負っている。領海・内水からの継続追跡ならともかく、経済水域からの継続追跡は不審船に対する関係では権限逾越となり、違法・無効となると考えなければならない。UNCLOS が世界国家思想に基づいて海洋法秩序を構築していることはつとに指摘されているとおりであるが、UNCLOS 当事国が非当事国に対して経済水域からの継続追跡権を当然のように行使するのは、UNCLOS 当事国間でのみ国際共同体を構成しているとの錯覚に基づくものであろう⁽⁷⁾。国内法上の代理法理を援用しても、不審船に対する経済水域からの継続追跡には権限逾越・違法・無効の回答しかかえって来ない。UNCLOS 非当事国の船舶（いわゆる不審船を含む）に対する経済水域からの継続追跡が合法となるためには、当該被疑船舶の本国つまり旗国 flag state の事前もしくは事後の同意が必要になる。すなわち追認法理の適用が認められる場合である。今回の不審船事件については帰国の同意が求められたり、帰国が同意を与えたという事実は確認されていない。まさしく、今回の不審船事件は“追跡権の行使が正当とされない状況の下に領海の外において船舶が停止され又は拿捕されたときは、その船舶はこれにより蒙った損失又は損害に対する賠償を受ける Where a ship has been stopped or arrested outside the territorial sea in circumstances which do

(4) “通常の船舶の場合、船尾には舵や機関室があり、それらが破損すれば航行は不可能となる。

そのために船尾射撃が実施されたのだが、不審船は被害を受けた様子もなく逃走を続けた。赤外線搜索監視装置によって、熱源が船首付近にあることが判明し、そこが機関室と判断され、4時54分には、船首に対しても船体射撃が行われた。船の機関室は船尾にあるのが普通だが、エンジンの伝動効率を無視した設計になっているのは、船尾に小船を積載する格納庫があるからだ。『あじさし』が上空から撮影したビデオ映像で、格納庫の観音開きになる扉の隙間が、船尾にあることが確認された。” 恵谷 治『不審船の正体を暴く』(2002.2.26 世界週報 pp.22～23)

(5) “海保は・・・応戦状態になった終盤での発砲を「正当防衛射撃」と発表した。・・・結論から言えば、射撃は刑法 § 35 の「正当行為」に当たる職務・法令行為であり、同 § 36 の「正当防衛」ではない。両者は似て非なるものである。” 2002.2.26 世界週報 pp.26～27の潮 巨人民の説。しかし、

2001年11月に海上保安庁法と自衛隊法が一部改正され、領海内で停戦命令を無視する不審船に船体射撃ができるよう武器使用基準が緩和されたが、今回の事件は日本の経済水域から継続追跡が始まり中国の経済水域で終了した事件であり船体射撃の実定法的根拠に疑問が残る以上、応戦状態での発砲を正当防衛として自然法的に理解する余地があると思われる。また、改正自衛隊法 § 95 の2で“職務を遂行するため又は自己もしくは他人を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、・・・その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法 § 36（正当防衛）または § 37（緊急避難）に該当する場合のほか、人名に危害を与えてはならない”と規定している点から観ても、犠牲者を出した今回の対応を正当防衛と評価することは可能である

(6) 事件後の海上保安庁が行った水中カメラ調査によって、不審船は船体がロシア製で沈没時に自爆したことがほぼ確認された。(2002.4.1 付け『産経新聞』朝刊第1面)

not justify the exercise of the right of hot pursuit, it shall be compensated for any loss or damage that may have been thereby sustained.” (UNCLOS § 111 ⑧) 場合に該当すると思われる。むしろ、国籍不明機や国籍不明船舶（いわゆる不審船）は公空自由の原則や公海自由の原則によって保護される地位にあることを改めて想起しなければならない。経済水域は公海の一部であって UNCLOS の非当事国に対しては、伝統的な公海自由の原則の適用を認めなければならないはずである。今回の不審船事件では日本の領海から実効的な継続追跡がなされていない以上、違法な継続追跡が行われたと判断せざるを得ないのではなからうか⁽⁸⁾。

ところで、慣習国際法上確立し国連海洋法条約でも踏襲されている継続追跡権の今日的内容は、“沿岸国の権限のある当局は、外国船舶が自国の法令に違反したと信ずるに足りる十分な理由があるときは当該外国船舶の追跡を行うことができる” (UNCLOS § 111 ①) が、“この追跡は外国船舶又はそのボートが追跡国の内水、群島水域、領海又は接続水域にあるときに開始しなければならず、また、中断されない限り、領海または接続水域の外において引き続き行うことができる。追跡権については、排他的経済水域又は大陸棚（大陸棚上の施設の周囲の安全水域を含む。）において、この条約に従いその排他的経済水域又は大陸棚（当該安全水域を含む。）に適用される沿岸国の法令の違反がある場合に準用する。追跡権は、非追跡船舶がその旗国又は第3国の領海に入ると同時に消滅する。追跡権は、軍艦、軍用航空機その他政府の公務に使用されていることが明らかに表示されておりかつ識別されることのできる船舶又は航空機でそのための権限を与えられているものによって行使することができる” (同 § 111 ①②③：太字は筆者が付加) ということになっている。かつては内水そして領海からのみ認められていた継続追跡が今日、接続水域や群島水域そして経済水域（又は大陸棚）にまで拡張され、この権限の行使主体も軍艦及び権限ある政府船舶から軍用航空機及び権限ある政府航空機にまで拡大されている。これは20世紀の科学技術の発達と政治経済社会情勢の変化を反映した結果であり、慣習国際法上の継続追跡権が“必要な変更を施して mutatis mutandis” 解釈されたことを意味している。その意味では、国連海洋法条約 UNCLOS § 111 は継続追跡に関する今日の慣習法規定と一致すると観ることもできる。しかし、UNCLOS の定める経済水域は、慣習法化している領海幅員規定 (§ 3) とは異なり、南北問題を背景とした第3次海洋法会議を支配した分配原則に基づく条約上の制度であり⁽⁹⁾、経済水域にかかわる継続追跡権については若干慎重な解釈が求められる。即ち、慣習法上確立している継続追跡権は非追跡船舶がその旗国 flag

state 又は第3国の領海に入ると消滅するものとして扱われてきたが⁽¹⁰⁾、経済水域から開始した継続追跡については被追跡船舶が旗国又は第3国の経済水域に入ったときに終了するとの解釈が導かれるということである。領海から開始された継続追跡が他国の領海によって遮断される以上、経済水域に類推される継続追跡も他国の経済水域によって遮断されるということは、国際法の基本原理である相互主義 reciprocity や合意原則 rule of consensus から当然演繹される帰結である⁽¹¹⁾。このアプローチに基づき今回の不審船事件を判断すると、不審船が日中経済水域の境界線を越え中国側経済水域に入った時点（2001年12月22日 3:00 p.m.）で日本の継続追跡権は消滅し、それ以後の追跡は国際法上の違法行為として不審船の旗国及び中国に対する国際責任が日本側に発生する。日中の経済水域の間に純粋な公海部分⁽¹²⁾があれば、日本の経済水域から開始した継続追跡は中断されない限り当該公海部分に及びうるが、日中の経済水域が隣接している状況下では“経済水域は公海の性格を持つ”との理由で日本が継続追跡を実行することは、経済水域が条約上の制度であることに照らし国際法上の相互主義や合意原則に反するといわざるを得ないのである。

それでは、なぜ、国連海洋法条約 UNCLOS では継続追跡権の消滅時に関して、領海又は内水から開始した継続追跡に関して規定を置きながら、経済水域から開始した継続追跡について規定をおかなかったのであろうか。これは、第3次海洋法会議（1973～82）が南北問題の文脈の中で開催され先進国と開発途上国との所得分配的原則に支配され、海洋法のテーマごとに十分な法的整合性を検証しなかったことと関係があると思われる⁽¹³⁾。いわば立法技術的欠陥であり、前段に示したような解釈によってこれを補うしかない。今回の不審船事件は、非追跡船舶が旗国又は第3国の経済水域に入ったときに追跡権が消滅するや否やについて UNCLOS 上の規定が欠けつしているという立法技術的欠陥のゆえに論議が混迷し⁽¹⁴⁾、社会的政治的軍事的側面にのみ焦点があてられ、冷静で客観的な国際法的評価がなされなかった。それは、国連海洋法条約 UNCLOS に対して締約国の統一的解釈が確立していない現状を反映したものである⁽¹⁵⁾。ある締約国が UNCLOS の条約上の権利を行使しているとしても、他の締約国や非締約国・非当事国の目から見れば、こと海洋にかかわることである以上、“国家による海賊行為”と映ることがあるかもしれない⁽¹⁶⁾。不審船の旗国 flag state が朝鮮民主主義人民共和国 DPRK であるとしたら、同国は国連海洋法条約 UNCLOS に加入していないので（アメリカ合衆国と同様、署名もしていない）、不審船は慣習国際法上の無害通航権を不審船であるがゆえに日本の領海で行使できないとしても、公海では公

としては、中国の経済水域での不審船への攻撃や遺体収容・沈没船体の調査などを継続追跡の違法性を継承した国家活動として全体としてUNCLOS違反と看做すかもしれない。

- 5 –

【Ⅳ】 まとめ

不審船をめぐる世情の論議は朝鮮民主主義人民共和国 DPRK に対する感情的な反発に基づくものが多く、客観的な法的分析を試みたものはほとんど無い。確かに第2次大戦後の海洋法の変動は大きく、現在でも国連海洋法条約 UNCLOS の解釈・運用に関して国家実行は統一されておらず、研究者の間で議論百出の状況である。しかし、その国連海洋法条約においても領海と公海というグロチウス Hugo Grotius (1583 ~ 1645) 以来の海洋の2元秩序は維持されているのであって、それを前提として経済水域 EZ が南北問題を背景として所得分配原則によって創設

されたことを今一度想起する必要がある。即ち、慣習法化が進んでいた漁業水域とは異なり経済水域は基本的には条約上の制度であって、締約国間に複雑な権利義務関係が設定されている。まさしく、経済水域からの継続追跡権もその1つであって UNCLOS 締約国間においてのみ、領海からの伝統的な継続追跡権を経済水域に類推適用するにあたり、要件を厳格に解釈しなければならない。本論で指摘したとおり、被追跡船舶が旗国又は第3国の領海または経済水域に入った時点で追跡権は終了すると解さなければならないはずである。その意味で今回の不審船事件は、海洋法の基本原則にかかわる論点を含んでおり、日本の国益的観点からだけの議論はいずれ説得力を失うであろう⁽¹⁷⁾。

- (15) 国際海洋法裁判所 International Tribunal for the Law of the sea : ITLOS (所在地: ハンブルク, 任期9年の判事21名) が扱った最初の事件であるサイガ号事件 Saiga Case (1997.7.1) やみなみマグロ事件 Southern Bluefin Tuna Case (2000.8.4) でも国連海洋法条約 UNCLOS の解釈や運用が加盟国によって相当開きがあり、まったく統一されていないことが露呈した。見よ, 青木隆訳「サイガ号事件判決」『法学研究 (71 巻9号・72 巻10号)』; 兼原他「特集みなみマグロ仲裁裁判事件」『国際法外交雑誌第100巻第3号』。
- (16) 国家機関による海賊行為と思しき行為が中国南方沿岸海域やアフリカ沿岸で多発しているといわれる。しかしこれらは国際法上の海賊(公海上での1船舶による他船舶に対する暴行・略奪)ではなく、社会学的意味での海賊である。国連海洋法条約 UNCLOS の解釈・運用が締約国によって相当の開きがある以上、ある国家が同条約上の権限行使に当たると考えて行った行為が他の締約国にとって不当な権力行使となり海賊にたとえられることがおきていると考えるべきであろう。今回の不審船事件も日本は UNCLOS 上なら違法な点はないとしているが、不審船の乗組員やその旗国が日本の行為を国家による海賊行為(社会学的意味でも本来的・国際法的意味でも)として認識しなかったという保証はどこにも無い。たとえば見よ, 読売新聞社会部編『マラッカ海峡』WAC刊2000; 室伏哲郎『大追跡! 現代の海賊』宝島社刊2000。

- (17) 今回の不審船事件での日本側の公私のナショナリスティックな反応は95年前のやはり日韓の間で問題になったハーグ密使事件を思い出させてしまう。日韓保護条約(1905)によって一本の半植民地とされた朝鮮半島の情勢は朝鮮民衆はもとより皇帝にとっても不満足であった。皇帝は日本の支配の実情を欧米諸国に訴え、その後援を得て独立を回復しようとした。そこで第2回万国平和会議が開かれていたオランダのハーグに密使を送った。密使は1907年7月1日から当地で諸国政府と交渉したが努力は無に帰した。この事件に対して日本は朝鮮が保護条約に違反して列国の前で日本を侮辱したのであるから日本は朝鮮に宣戦布告する完全な権利を持つとの声明を出したし、当時の自由主義的な一流雑誌『太陽』すら、“韓国に対してはもはや単に指導啓沃の手段のみに依頼すべからず、別に段々たる高压の手段によりて禍源を途絶するの挙にいつるのほかなし。・・・ひとり外交及び財政の委任のみならず、韓国とうちの主権全部を日本に委任せしむるこれなり。韓国政府はよろしく日本人をもってこれを組織するにしくはなし”と主張したという。見よ。信夫清三郎『日本の外交』毎日新聞社刊 pp.90 ~ 1. 外務省外交資料館日本外交史辞典編纂委員会『新版・日本外交史辞典』山川出版社刊1992, pp.749 ~ 752, 824. 今回の不審船事件に対する日本の公私の論調と似ていないだろうか。国際社会の中では民族的偏見を極力排除し冷静な法的論議を尽くす姿勢が必要なことを改めて感じないわけにはいかない。

《参考文献》

1. 外務省監修『英和対訳・国連海洋法条約〔正訳〕』成山堂書店刊1997
2. 芹田健太郎『島の領有と経済水域の境界画定』有信堂刊1999
3. Park Hee Kwon, *The Law of the Sea and Northeast Asia : A Challenge for Cooperation*, Kluwer, 2000.
4. S. M. Richard et al. (eds.), *Global Electronic Database of Multilateral Marine Treaties and Agreements*, Kluwer, 1999.
5. Chuck Downs, *Over the Line : North Korea's negotiating strategy*, AEI, 1999.
6. A. H. A. Soons, A. G. O. Elferink and E. J. and Molenaar (eds. 9), *International Organizations and the Law of the Sea*, Kluwer, 1998.
7. Hugo Caminos (ed.), *Law of the Sea*, Dartmouth, 2000.
8. Wonmo Dong (ed.), *The Two Koreas and the United States : Issues of peace, security, and economic cooperation*, M. E. Sharpe.
9. Choung Il Chee (ed.), *Korean Perspectives on Ocean Law Issues for the 21st Century*, Kluwer, 1999.
10. Dominic Kelly, *Japan and the Reconstruction of East Asia*, Palgrave, 2001.

